

有田市高齢者の医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）による医療費が支給されない高齢者に医療費を助成することにより、保健の向上を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、有田市に住所を有し、住民基本台帳に登録されている者で、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者で、法による医療費が支給されない67歳の誕生日の属する月の初日から70歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日を経過していない者とする。ただし、有田市高齢者の医療費助成条例施行規則（昭和46年規則第13号。以下「規則」という。）第1条に定める受給資格基準に該当する者に限る。

(助成)

第3条 医療費の助成は対象者の疾病及び負傷に関し保険給付に係る療養費について行う。ただし、対象者の疾病及び負傷が第三者の行為による場合にあつては、この限りでない。

(助成金の額)

第4条 前条に規定する医療費の助成額は、医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における当該医療に要する費用のうち対象者が負担する額から、医療保険各法の規定に基づき、70歳の誕生日の属する月の翌月に到達した者が負担する金額に相当する額を控除した額とする。

(受給資格の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする対象者は、受給資格登録申請書を提出して高齢者医療費受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証の交付)

第6条 市長は、前条の登録申請があつた場合において、この条例による医療費の助成を受ける資格があると認め登録したときは、当該申請に係る対象者（以下「受給資格者」という。）に対し受給資格証を交付する。

(受給資格証の提示)

第7条 受給資格者は、医療を受ける際医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

(助成金の申請並びに支給)

第8条 受給資格者は、医療費助成金を受けようとする場合は市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項による申請を受けたときはその内容を審査し、当該申請に係る助成を決定し、申請者に通知するとともに2か月以内に助成金を交付する。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、登録申請事項について変更があったときは速やかに市長に届出なければならぬ。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正行為によってこの条例による助成を受けた者を発見したときは、その者から既に助成した金額の全額又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

付 則 (昭和47年12月25日条例第22号)

1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

2 旧条例の適用をうけた医療費助成金の申請並びに支給については、新条例第8条の規定を適用する。

付 則 (昭和48年3月27日条例第5号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則 (昭和48年7月3日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月1日から適用する。

付 則 (昭和48年10月3日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

付 則 (昭和57年12月22日条例第23号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。ただし、第2条中規則に定める所得制限基準額に関する部分は、昭和58年7月1日から施行する。

付 則 (昭和60年3月25日条例第11号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月26日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年1月診療分から適用する。

付 則 (平成14年7月2日条例第22号)

この条例は、平成14年8月1日から施行する。

付 則 (平成14年9月24日条例第27号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月26日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月24日条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。